

様式第1号 資源管理規程の設定(変更)の認可の申請等(細則第3条関係)

(A4判)

資源管理規程設定(変更)認可申請書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 代表者の氏名	
資源管理規程設定(変更)の認可を受けたいので、 <u>水産業協同組合法第11条の3第1項</u> の規定により、関係書類を添えて申請します。	

(注) 漁業協同組合連合会にあっては下線部を、「水産業協同組合法第92条第1項において準用する同法第11条の3第1項」とする。

添付書類

1 設定認可申請の場合

- (1) 資源管理規程
- (2) 資源管理規程の設定を決議した総会(総代会)の議事録謄本
- (3) 法第11条の3第3項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面
- (4) 資源管理規程が、海洋水産資源開発促進法第13条第1項に規定する資源管理協定、又は漁業法第105条に規定する漁業権行使規則若しくは入漁券行使規則に従った内容のものであることを証する書面

2 変更認可申請の場合

- (1) 1の(1)から(4)までに掲げる書面
- (2) 資源管理規程に定めた資源管理規程を変更する場合の手続きに従って行われたことを証する書面

様式第 2 号 資源管理規程の廃止の届出（細則第 4 条関係）

(A 4 判)

資源管理規程廃止届出書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 代表者の氏名	
資源管理規程を廃止したので、水産業協同組合法施行令第 3 条第 3 項の規定により届け出ます。	

添付書類

資源管理規程に定めた資源管理規程を廃止する場合の手続きに従って行われたことを証する書面

役員選挙終了届	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 代表者の氏名	
役員選挙が終了したので、水産業協同組合法施行細則第5条第1項の規定により、 関係書類を添えて届け出ます。	
1 選挙の種類 2 選挙の実施した年月日及び場所 3 選挙された理事又は監事の数	

添付書類

- (1) 選挙録の写し
- (2) 投票録の写し
- (3) 開票録の写し

役員異動届

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日別紙のとおり役員の就任（退任、異動）があったので、水産業協同組合法施行細則第 6 条の規定により、届け出ます。

役員の就任があった場合

種 別	氏 名	年 齢	住 所	経歴の概要	区 分	正准の区別	備 考

(注) 区分の欄には、新・前・元を記載する

役員の退任があった場合

種 別	氏 名	年 齢	退任した理由	備 考

役員の異動があった場合

種 別	新任者氏名	前任者氏名	前任者の就任期間	備 考
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	

様式第5号 監査の報告（細則第7条関係）

(A4判)

監査報告書	
	年 月 日
(あて先) 秋田県知事	
	住 所 名 称 代表者の氏名
監事の監査を受けたので、水産業協同組合法施行細則第7条の規定により、その結果等について関係書類を添えて報告します。	

添付書類

- (1) 監査報告の写し
- (2) 当該監査に基づき組合が講じた措置を記載した書面

一時理事選任・選挙（総会（総代会）招集）請求書

年 月 日

（あて先） 秋田県知事

組合（連合会）の名称
代表者（会員、利害関係人）住所
氏名

一時理事の選任（役員を選挙する（選任する）ための総会（総代会）の招集）について、水産業協同組合法第43条第1項の規定により、関係書類を添えて請求します。

- 1 組合員、会員又は利害関係人の住所
- 2 役員職務を行う者がなくなった年月日及び理由
- 3 遅滞により損害を生ずるおそれのある事項及び理由
- 4 請求者と組合又は連合会との関係

定款変更認可申請書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 代表者の氏名	
年 月 日開催の総会（総代会）において、定款変更の決議を行ったので、水産業協同組合法第48条第2項の規定により、関係書類を添えて定款変更の認可を申請します。	

添付書類

1 通常の定款変更の場合

- (1) 理由書
- (2) 新旧条文の対照表
- (3) 変更後の定款
- (4) 当該変更を決議した総会（総代会）議事録の謄本

2 漁業及びこれに附帯する事業を営むため定款変更する場合

- (1) 1の(1)から(4)までに掲げる書面
- (2) 法第17条第1項及び第2項に定める条件を具備することを証する書面
- (3) 事業計画及び経営の方法を記載した書面
- (4) 貸借対照表及び損益計算書

3 出資1口の金額を減少するため定款変更する場合

- (1) 1の(1)から(4)までに掲げる書面
- (2) 法第53条第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告に係る計算書類
- (3) 法第53条第2項の規定による公告の写し及び同項の規定による催告の内容を記載した書面
- (4) 法第54条第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による手続を経たこと又は法第54条第2項ただし書（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）に規定する債権者を害するおそれがないことを証する書面

定款変更届出書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 代表者の氏名	
年 月 日開催の総会（総代会）において、定款の（軽微な事項）の変更について決議したので、 <u>水産業協同組合法第48条第4項</u> の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	

- (注) 1 定款の軽微な事項の変更とは、水産業協同組合法施行規則第178条に規定する事項の変更をいう。（主たる事務所の所在地の名称の変更その他）
2 漁業生産組合にあっては、下線部を「水産業協同組合法第84条の7第2項」とする。

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 新旧条文の対照表
- (3) 変更後の定款
- (4) 当該変更を決議した総会（総代会）議事録の謄本

様式第9号 総会（総代会）の終了の届出（細則第11条関係）

(A4判)

総会（総代会）終了届	
	年 月 日
（あて先） 秋田県知事	
	住 所 名 称 代表者の氏名
総会（総代会）が終了したので、水産業協同組合法施行細則第11条の規定により、 関係書類を添えて届け出ます。	

添付書類

- (1) 総会（総代会）の議事録の謄本
- (2) 総会（総代会）の議案書

設立認可申請書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	設立発起人 住 所 氏 名 (代表者の氏名)
漁業協同組合の設立の認可を受けたいので、 <u>水産業協同組合法第63条第1項</u> の規定により、関係書類を添えて申請します。	

- (注) 漁業協同組合及び漁業生産組合以外の該当する組合は、下線部を次のようにする。
- ・ 「漁業協同組合連合会」、「水産業協同組合法第92条第4項において準用する同法第63条第1項」
 - ・ 「水産加工業協同組合」、「水産業協同組合法第96条第4項において準用する同法第63条第1項」
 - ・ 「水産加工業協同組合連合会」、「水産業協同組合法第100条第4項において準用する同法第63条第1項」

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 定款
- (3) 事業計画書
- (4) 設立経過報告書
- (5) 設立準備会に関する公告の写し
- (6) 創立総会に関する公告の写し

漁業及びこれに付帯する事業を営もうとする漁業協同組合は、以上の書類のほか

- (7) 法第17条第1項及び第2項に定める条件を具備することを証する書面

様式第10号の2 漁業生産組合の成立の届出（細則第12条の2関係）

(A4判)

漁業生産組合成立及び登記完了届出書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 代表者の氏名	
漁業生産組合が成立したので、水産業協同組合法第85条の2第4項の規定により、 関係書類を添えて届け出ます。	
1 組合員の数	
2 組合の営む事業に常時従事する者の数	
(1) 組合員	
(2) 組合員以外	

添付書類

- (1) 登記事項証明書
- (2) 定款
- (3) 事業計画書
- (4) 発起人が漁民であることを証する書類
- (5) 法第80条及び第81条に定める要件を具備することを証する書類
- (6) 設立発起人会議事録の謄本（設立総会を開催した場合）
- (7) その他参考となる書類

解 散 届	
	年 月 日
(あて先) 秋田県知事	
	住 所 名 称 代表者の氏名
本漁業協同組合（漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会）は、 年 月 日に解散したので、水産業協同組合法施行細則第 1 3 条第 1 項（第 2 項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	

添付書類

- 1 解散の決議、破産手続開始の決定又は存立時期の満了による解散の場合
 - (1) 理由書
 - (2) 清算人の氏名、住所及び経歴を記載した書面
 - (3) 解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
 - (4) 解散時の組合員の名簿
 - (5) 組合の登記事項証明書（破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）
 - (6) 総会の決議による解散の場合にあっては、当該総会の議事録の謄本
 - (7) 破産手続開始の決定による解散の場合にあっては、当該決定を証する書面の写し

- 2 組合員の減少による解散の場合
 - 1 の(1)から(3)まで及び(5)に掲げる書面

様式第12号 解散の決議の認可の申請（細則第14条関係）

(A4判)

解散決議認可申請書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 代表者の氏名	
年 月 日開催の総会（総代会）において、解散の決議を行ったので、水産業協同組合法第68条第2項の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。	

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 解散を決議した総会（総代会）の議事録の謄本
- (3) 清算人の氏名、住所及び経歴を記載した書面
- (4) 解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

組合の事業を廃止していない旨の届出書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 代表者の氏名	
組合の事業を廃止していないので、 <u>水産業協同組合法第68条の2第1項</u> の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
1 組合の名称及び主たる事務所の所在地	
2 代表理事の氏名及び住所（代理人によって届出をするときはその氏名及び住所）	

- (注) 1 漁業協同組合以外の該当する組合は、下線部を次のようにする。
- ・ 漁業生産組合：「水産業協同組合法第86条第4項において準用する同法第68条の2第2項」
 - ・ 漁業協同組合連合会：「水産業協同組合法第92条第5項において準用する同法第68条の2第2項」
 - ・ 水産加工業協同組合：「水産業協同組合法第96条第5項において準用する同法第68条の2第2項」
 - ・ 水産加工業協同組合連合会：「水産業協同組合法第100条第5項において準用する同法第68条の2第2項」
- 2 代理人によって届出をするときは、その権限を証する書面を添付すること。

添付書類

事業活動の状況が記載された書面

様式第13号の2 組合の継続の届出（細則第15条の2関係）

(A4判)

組合の継続の届出書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 代表者の氏名	
組合の継続について、 <u>水産業協同組合法第68条の3第3項</u> の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	

- (注) 漁業協同組合以外の該当する組合は、下線部を次のようにする。
- ・ 漁業生産組合：「水産業協同組合法第86条第4項において準用する同法第68条の3第3項」
 - ・ 漁業協同組合連合会：「水産業協同組合法第92条第5項において準用する同法第68条の3第3項」
 - ・ 水産加工業協同組合：「水産業協同組合法第96条第5項において準用する同法第68条の3第3項」
 - ・ 水産加工業協同組合連合会：「水産業協同組合法第100条第5項において準用する同法第68条の3第3項」

添付書類

- (1) 組合の継続を決議した総会の議事録の謄本
- (2) 継続の登記に係る登記事項証明書

合併認可申請書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
合併後存続する組合	住所 名称 代表者の氏名
合併により解散する組合	住所 名称 代表者の氏名
<u>漁業協同組合</u> と <u>漁業協同組合</u> との合併の認可を受けたいので、 <u>水産業協同組 合法第69条第2項</u> の規定により、関係書類を添えて申請します。	

- (注) 漁業協同組合以外の該当する組合は、下線部を次のようにする。
- ・ 漁業協同組合連合会：「水産業協同組合法第92条第5項において準用する同法第69条第2項」
 - ・ 水産加工業協同組合：「水産業協同組合法第96条第5項において準用する同法第69条第2項」
 - ・ 水産加工業協同組合連合会：「水産業協同組合法第100条第5項において準用する同法第69条第2項」

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 合併を決議した総会（総代会）の議事録の謄本
- (3) 合併契約書の写し
- (4) 法第69条第4項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第53条第2項の規定による公告に係る財産目録又は計算書類
- (5) 法第69条第4項において準用する法第53条第2項又は第54条第2項に規定する手続きを経たことを証する書面
- (6) 合併後存続する組合の定款（合併によって組合を設立する場合にあっては、当該組合の定款）、事業計画書、組合員数又は会員数、役員の履歴書及び事務所の位置を記載した書面
- (7) 合併に至るまでの経緯を記載した書面

様式第14号の2 漁業生産組合の合併の届出（細則第16条の2関係）

(A4判)

漁業生産組合合併及び登記完了届出書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 代表者の氏名	
漁業生産組合の合併をしたので、水産業協同組合法第85条の5第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	

添付書類

- (1) 登記事項証明書
- (2) 理由書
- (3) 合併を決議した総会の議事録
- (4) 合併契約書の写し
- (5) 法第86条第4項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第2項の規定に基づく公告に係る財産目録又は計算書類
- (6) 法第86条第4項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第2項又は第54条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- (7) 合併後存続する漁業生産組合の定款（合併によって漁業生産組合を設立する場合にあっては、当該組合の定款）、事業計画書、組合員数又は会員数、役員の履歴書及び事務所的位置を記載した書面
- (8) 合併に至るまでの経緯を記載した書面

様式第14号の3 漁業生産組合の組織変更の届出（細則第16条の3関係）

(A4判)

漁業生産組合組織変更届出書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 代表者の氏名	
漁業生産組合を組織変更したので、水産業協同組合法第86条の10の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	

添付書類

- (1) 組織変更計画
- (2) 組織変更計画を承認した総会の議事録
- (3) 組織変更の登記に係る登記事項証明書

権利義務承継認可申請書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 代表者の氏名	
漁業協同組合連合会の権利義務の承継の認可を受けたいので、 <u>水産業協同組合法第91条の2第2項</u> において準用する <u>同法第69条第2項</u> の規定により、関係書類を添えて申請します。	

(注) 水産加工業協同組合連合会の権利義務の承継の認可を受ける場合は、下線部をそれぞれ、「水産加工業協同組合連合会」、「水産業協同組合法第100条第5項において準用する同法第91条の3第2項において準用する同法第69条第2項」とする。

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 権利義務の承継を決議した総会（総代会）の議事録の謄本
- (3) 権利義務承継契約書の写し
- (4) 被承継人である連合会の財産目録及び貸借対照表
- (5) 法第91条の3第2項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第2項及び第54条第2項に規定する手続きを経たことを証する書面
- (6) 法第91条の2第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを証する書面
- (7) 権利義務承継に至るまでの経緯を記載した書面
- (8) その他参考となるべき事項を記載した書面

清算終了届出書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 清算人の氏名 (清算人全員)	
本漁業協同組合（漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会）の清算が終了したので、水産業協同組合法施行細則第18条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	

添付書類

- (1) 法第76条第1項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）又は第86条第4項で準用する会社法第507条第1項の決算報告（以下「決算報告」という。）
- (2) 決算報告の承認に係る総会の議事録の謄本
- (3) 組合の登記事項証明書

登記完了届	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
住 所 名 称 代表者の氏名	
の登記を完了したので、水産業協同組合法施行細則第 19条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	

(注) 本届は、次の登記が完了したときに提出すること。

- ① 設立の登記（組合等登記令第 2 条）
- ② 設立登記事項の変更の登記（組合等登記令第 3 条）
- ③ 他の登記所の管轄区域内へに主たる事務所の移転の登記（組合等登記令第 4 条）
- ④ 理事の職務執行停止等の登記（組合等登記令第 5 条）
- ⑤ 参事の登記（組合等登記令第 6 条）
- ⑥ 解散の登記（組合等登記令第 7 条）
- ⑦ 合併の場合の登記（組合等登記令第 8 条）

添付書類

登記事項証明書

検査請求書		
(あて先) 秋田県知事	年	月 日
請求人代表者 住 所 氏 名		
<p>総組合員（会員）の10分の1以上の同意を得たので、漁業協同組合の業務（会計）の検査について、水産業協同組合法第123条第1項の規定により、関係書類を添えて請求します。</p>		
<p>1 請求する理由 2 請求する日における組合員数及び准組合員数 3 請求同意者数</p>		

添付書類

- (1) 請求に同意した組合員（会員）の名簿（名簿の様式は、次によるものとする。）

資 格	住 所	氏 名（名称及び代表者の氏名）

- (2) 当該請求に同意した組合員が当該組合の組合員であることを証する書面

様式第19号 決議（選挙、当選）の取消しの請求等（細則第22条関係）

(A4判)

決議（選挙、当選）取消請求書		
年 月 日		
（あて先） 秋田県知事		
請求人代表者 住 所 氏 名		
総組合員（会員）の10分の1以上の同意を得たので、 漁業協同組合の決議（選挙、当選）の取消しについて、水産業協同組合法第125条第1項の規定により、関係書類を添えて請求します。		
1 請求する理由		
2 選挙又は当選の決定をした年月日		
3 請求する日における組合員数及び准組合員数		
4 請求同意者数		

添付書類

(1) 当該請求に同意した組合員（会員）の名簿（名簿の様式は、次によるものとする。）

資 格	住 所	氏 名（名称及び代表者の氏名）

(2) 当該請求に同意した組合員が当該組合員であることを証する書面